

第 63 号議案

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を緩和したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「令和 5 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。